

一般会計予算決算常任委員会  
総務文教分科会記録

平成30年12月17日

【開催日】 平成30年12月17日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時30分～午前11時23分

【出席委員】

分科会長	河野 朋子	副分科会長	伊場 勇
委員	笹木 慶之	委員	高松 秀樹
委員	長谷川 知司	委員	宮本 政志
委員	森山 喜久		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野 泰	副議長	矢田 松夫
----	------	-----	-------

【執行部出席者】

副市長	古川 博三	企画部長	清水 保
企画部次長兼財政課長	篠原 正裕	財政課主幹	梅田 智幸
財政課調整係主任主事	伊勢 克敏	地域振興部長	川地 諭
シティセールス課長	吉井 明生	シティセールス課課長補佐	大井 康司
シティセールス課市民館長	船林 康則	建設部長	森 一哉
建築住宅課長	中森 達一	建築住宅課建築係長	石田 佳之
建築住宅課建築係主任	山本 雅之		

【事務局出席者】

事務局長	中村 聡	議事係長	中村 潤之介
------	------	------	--------

【付議事項】

1 議案第117号 平成30年度山陽小野田市一般会計補正予算（第7回）  
について

（総務文教分科会所管分）

河野朋子分科会長 ただいまから、一般会計予算決算常任委員会の総務文教分科会を開会します。議案第117号平成30年度山陽小野田市一般会計補正予算（第7回）について審査をいたします。審査番号1番、執行部の説明をよろしくお願いします。

船林シティセールス課市民館長 それでは、議案第117号一般会計補正予算（第7回）市民館改修事業に係ります繰越明許について御説明をさせていただきます。議案は5ページです。2款総務費、1項総務管理費につきまして、このたび、市民館改修事業の平成30年度の事業が年度内に完了することが困難になったため、2億557万1,000円の繰越限度額を設定するものであります。お手元の資料を御覧ください。市民館耐震改修事業の、文化ホールの今年度工事について、来年の3月末までに完了が見込めない状況となりました。したがって、市民館の休館につきましても、工事に併せて延長せざるを得ない状況です。現状では工期延長が9月末までと見込まれていますので、市民館の休館も9月末まで延期することになるかと思えます。この点については、今後状況が変わりましたらその都度報告し、できるだけ早く開館したいと思っております。なお、市民へのお知らせについては、できるだけ早く広報紙でお知らせしまして、1月末頃市民説明会を開催したいと考えています。市民や利用者の皆様には現状でも御不便をお掛けしている上、更なる御不便をお掛けすることとなり、大変心苦しく思っておりますが、そうした状況について御理解いただきたくお願い申し上げたいと思っております。説明は以上です。御審査のほど、よろしくお願いします。

河野朋子分科会長 説明が終わりました。質疑を受けます。

高松秀樹委員 今、資料を見ているんですけど、文化ホールの改修と共用スペースの改修と、文化ホールの耐震改修工事監理業務委託とあります。

だから、これが一応全部点線の矢印まで延びるということになるんですよ。で、それぞれ繰越明許は2億円出ているんですけど、それぞれの金額を教えてください。

船林シティセールス課市民館長 済みません。計算をしながら申し上げたいと思います。文化ホールの建築改修工事につきましては、電気工事も含めまして3,930万円。共用スペース部分の工事につきましては、電気設備を含めまして5,700万円。工事監理業務の委託につきましては、1,258万5,000円。そのほか手数料が15万8,000円ございまして、合計で2億557万1,000円になります。

河野朋子分科会長 今、合計すると今の金額にはならなかったようなんですが、もう一度お願いいたします。

川地地域振興部長 私のほうから説明いたします。この繰越限度額につきましては、まず予算がございます。工事費と委託料と手数料に分かれていまして、予算について工事費は2億8,912万8,000円、これ予算額です。これに対しまして、実際の設計額、それから落札額等々がございますので、そこに差が生じておりますけれども、実際のその工事費に対して前払いを今回払います。繰越額については、改修ですので、今後改修の中で変更増減は出ることもあろうかと思っておりますので、予算額から前払金を引いた額を一応限度額というふうに設定しておりますので、工事一つ一つに対してきちんと限度額を設定しておるわけではありません。したがって、工事費については、一応一つの工事費として1億9,282万8,000円という数字を今出しております。で、委託料につきましては、これ一本しかございませぬので、予算額が1,408万5,000円、これに対しまして契約後の前払いが、これは3割ですので1,258万5,000円、手数料につきまして15万8,000円ほど繰り越して、合計が2億557万1,000円という形になっております。限度額というのは、一応予算から引きますので、一つ一つの工

事に対して出しているわけではないということを御理解いただければと思います。

高松秀樹委員 まずこの文化ホール建築改修工事が繰越しに、延びるわけですが、まずこの理由と、この落札した業者と当初の落札金額を教えてください。

河野朋子分科会長 済みません。その前に、先ほど発言があった数字はどういうふうに取り扱ったらいいですか。

船林市民館長 申し訳ございません。取消しをお願いいたします。

河野朋子分科会長 その件は、はい。分かりました。では今の高松委員の質問についてお願いします。

中森建築住宅課長 前回の協議会の中で、2回目の入札を行いまして、オカケンという業者に落札が決定し、そのオカケンさんのほうから契約辞退したいという旨の申出がありましたので、その後、随意契約の交渉を行っているというふうに御説明をさせていただいております。その後、その交渉を重ねまして、三社の業者に交渉を行いましたが、池田工業さんのほうからボルトの入手にめどが立っていると。当初の入札条件に示されている工事日数があれば工事を完成することができますという回答を頂きました。三社の中で一番工事も早く金額的にも妥当な金額を示されていたので、池田工業さんと契約することにいたしました。契約日は11月の21日でございます。当初の条件というのが、辞退されたオカケンさんのときに示している条件をそのまま当てはめますので、工期が5.9か月という条件を設定させていただいております。それによりまして、当初からは3月末に工事が完成する予定でございました。オカケンさんの辞退からその随意契約の交渉等に1.5か月の期間を有しておりまして、今現在の契約では、池田工業さんとの契約は3月29日まで

の契約というふうになっておるんですけれども、それでは当初の条件の5.9か月というのが満足できませんので、今回その部分について繰り越してきちんとした工期を確保する必要があるというふうに考えました。そして一応、5月17日までの工期で池田工業さんとは再契約をさせていただきたいと考えています。あと、落札金額についてです。オカケンさんは税抜きで6,990万円を提示していただいています。池田工業さんとの契約は、税込みで契約額は7,452万円です。今させていただいております。

高松秀樹委員 池田工業さんは、当初これ最低制限価格より下の価格で入札されて、随意契約によって、まあここまで金額が上がってきているっていうことですね。それと工期については、5.9か月もともとあったので後ろを延ばしましたっていうことでしたが、もともとの工期の頭はいつやったんですか。今5月17日まで延ばすんですけれども、もともとはこれ9月の、10月の頭なんですかね。入札を最初掛けたときの工期。

中森建築住宅課長 オカケンさんに契約が落札して異議申立ての間に何も異議申立て等がなく、オカケンが落札決定し、オカケンに契約予定通知書を渡したのは9月28日です。

高松秀樹委員 次に、共用スペース部建築主体・改修工事（EV工事を含む）の分で、これも工期がぐっと延びていますけれども、もう一度この理由をお願いします。そして、落札業者と落札金額をお願いします。

中森建築住宅課長 今お尋ねの工期が延伸する理由は、お手元の資料でも配布しておりますが、高力ボルトの調達に見通しが現在立っていないことが理由です。請負業者は長沢建設で9月27日の落札が決定をいたしております。高力ボルトは今回の耐震工事に必要不可欠でありまして、またエレベーターの外側の建屋を建てるのにも使用しております。その調達の見込みがないために、鉄骨等が建てられない状況になっておりまして、

それに関係ない部分について、現在施工をどんどん進めている状況です。市のほうもいろいろ鉄骨メーカーさん等にも直接確認させていただきまして、長沢建設さんにも当然何度もヒアリング等をしておりますが、今請負業者である長沢建設さんのほうから、最新の現時点での回答では、2月にならないと高力ボルトがいつ入ってくるのかというのがはっきり分からないという状況の説明を受けています。高力ボルトが入荷したら、その後3か月程度ぐらいで工事は完了するんですが、長沢建設さんの頭の中には、2月の回答をもって5月か6月ぐらいにボルトを入手して、最大で9月には確実に終わるんじゃないかというような工程を示されています。高力ボルトの入荷は、月々今の状況はどんどん変わっております。まず11月末の時点でどういう状況かということになると、今回は長沢建設さんに入る分はちょっと入荷できなかった。今度、また12月末ぐらいの状況でまたどんどん状況が変わっていくんですけども、これ以上遅くならないという工程で今皆様に御説明をさせていただいている状況です。

高松秀樹委員 最後の工事監理業務委託は、工事が延びるのでここも延びるということでよろしいですか。

中森建築住宅課長 はい、そのとおりです。

高松秀樹委員 今のボルトの話なんですけど、まず文化ホールの建築改修工事のもともとの落札業者であったオカケンさんが、辞退されたと聞いています。辞退の理由はボルトの入手の問題もあったと聞いておって、以前、辞退の場合指名停止になるかどうか、いわゆるペナルティーが科されるという話も聞いたんですが、つまりオカケンさんはボルトが入手できないので辞退しました。共用スペース部の長沢建設さんは落札したけれど高力ボルトが入りませんと。その辺、僕らはどのように考えたらいいんですか。一つはそうやって辞退によりもしかしたら指名停止に波及する、もう一つは遅れてしまうという場合はどういうふうと考えたらいいのか

など。

中森建築住宅課長 オカケンさんのほうは、契約を辞退されたということの理由で指名審査会のほうに付議されまして、3か月の入札停止というペナルティーが今科されております。もう既にその通知等も業者さんのほうにされております。もう一つの長沢建設さんのほうは、実際その入札契約までには全くその状況はつかめていなかった、市のほうもその時点ではこういうふうなるとはちょっと考えていなかったんですが、現時点で本当に間に合わないのかどうかというのが今明確になっておりません。当然、12月の分で、もしかしたら入荷が行われる可能性もありますし、それであれば何とか間に合う可能性もあると。最大2月の入荷予定の連絡で、5月、6月ぐらいになると当然、今の9月みたいな状況になってしまうわけですが、ちょっと今現在その明確にいつまでの工期になるかというのがなっていない状況では、どういう形で長沢建設さんのほうにペナルティー等を科すかというのは今現在ではちょっとお答えすることはできません。

高松秀樹委員 建設工事というのは入札に参加するときに、物品・商品の納期等の確認をして参加をするものですか。それともそういう確認はせずに取りあえず入札に参加をするということなんですか。その辺のちょっと一般的な常識が分からないので。

中森建築住宅課長 当然、入札に際しましては幾らでその工事ができるかというのを調べて、自分で見積書を作るわけですので、当然、部材等も調達の手立てを立てて入札に参加されているのが通常だと思います。

長谷川知司委員 頂いた資料の2枚目の説明がないので、先にこれをちょっと説明していただいたほうがいいかなと思います。

河野朋子分科会長 資料の説明をしていただけますか。



船林シティセールス課市民館長 国土交通省がホームページにアップしているプレスリリースになります。高力ボルトの需給ひっ迫という状況を受けて、国土交通省のほうで緊急調査をしたということ、それからその結果について発表されているものであります。結果については受給状況がひっ迫しているというようなことが書かれております。このことが工事に影響をしているものであらうと思っております。

宮本政志委員 今回の高力ボルトは全国的に足りませんと、手に入らない状況というのは致し方ないなというのはあるんですけども、仮に高力ボルトが普通の状態を手に入っていたとしたら、ほかにこういう遅れる要因というのは別段なかったんですか。つまり、高力ボルトがきちんと手に入っていたら入札に関して、今回オカケンさんも高力ボルトが原因で辞退したわけですから、高力ボルトが入っておれば辞退していないということはそのまま着工ということになっていたと思うんですけども、そういうふうな高力ボルト以外のことで遅れるという要因は別段なかったんですか。

中森建築住宅課長 仮に、高力ボルトがきちんと入荷しておれば、当然工期は十分当初うちのほうも確保しておりまして、十分な工期を取っておりますので、予定どおり進行したと思われまます。

宮本政志委員 高力ボルトの話はちょっと話を外して、総務委員会のほうで殖生複合施設の件がちょっとまた延期になりますというのが出て、ちょっと御質問したいんですけど、入札で不調に終わったり最近よくしていますよね。そこにちょっと私の原因としたらやっぱりこの最低制限価格の設定が低すぎるんじゃないかなというのも何かこう、要因じゃないかなってというのが少しあるんですよ。市としたら当然貴重な税金ですから本当もうむやみに高い金額を設定せずに、なるべくやっぱりこう抑えて抑えて本当に無駄な使い方をしないという根拠で最低制限価格を決めて

いらっしゃると思うんですけど、基本的にちょっと質問ですけど、この最低制限価格を決められるときは、今どういったものを根拠に決めていらっしゃるんですか。

森建設部長 国が基本的に最低制限価格の制度を持っていますので、それを基に県が決めておられます。そして、県のを踏襲した形で市は決めているという状況になります。

宮本政志委員 何で今こういう質問をしたかという、例えば建設物価とか建設コスト情報とかも土木施工単価、恐らくそういったものを根拠に最低制限価格を決めていらっしゃることもあると思うんですよね。（「予定価格」と呼ぶ者あり）ああ、予定価格か、と思うんですよ。これが一般的には大体の大手ゼネコンに対する基本のベースになる価格参考の資料なんで、もしこういったものを参考にして価格を決めていらっしゃるんですしたら、価格のほう余りにも低過ぎて、それでなかなか入札不調ということは考えられませんか。要は、もう少し単価を考えるべきじゃないかなと。ここが改善されないと入札不調というのが今後も続くんじゃないかなと思っています。

森建設部長 私ども、入札不調は単価というよりも実は今工事がかなり多く出ています。その関係で監督として付ける技術者が足りないという状況が今入札不調の原因と私たちは考えております。

宮本政志委員 価格のほうよりも、そういう人材、人がちょっと足りないんじゃないかということが大きな原因だということですよ。今回のこの市民館の件を見ますと、高力ボルトが仮にあったとして普通に工事入ろうと。そこでちょっと私も確認したいんですけど、建築確認とかあるいはそれに伴うくい工事関係というのは、別段問題はなかったですか。

中森建築住宅課長 工事に当たりまして、当然必要な手続等は事前に済ませるのが大原則です。今回の市民館のエレベーター等を改修するために建築確認申請という業務手続を行わないと工事に着工できません。当然市がやる仕事なので、市のほうでそういう手続をさせていただきましたが、全体の既存の建築物等の調査とかそういう関係でちょっと提出する前にちょっと修正等が必要になりまして、実際今回提出する時期、申請する時期がちょっと若干遅れておりました。その後、また受付をされた後にも修正等をかなりちょっと求められまして、その修正等に必要の日数もちょっと予想以上に掛かりまして、実際今議員さんのおっしゃられるとおり、長沢建設がくい工事を実際にやりたい、開始したい時点で建築確認を許可が下りていないという状況になってしまいました。実際、約2週間ぐらいちょっと工程がずれてしまいましたが、ほかの工程等で調整できる範囲でしたので、手続上ちょっと遅れたのは大変申し訳ないんですけども、業者さんへの御迷惑もちょっとお掛けしましたが、全体工程として高力ボルト以外、高力ボルトがもしもすんなり入っておっても、その2週間は後々の工程でカバーできるといいますか、吸収できる範囲でして、それだけで今回の繰越明許に該当するようなことにはならなかったというふうに思っております。

宮本政志委員 それ聞いてちょっと安心したんですけど、仮に高力ボルトが普通に手に入っていたと。ところが建築確認が遅れたために、くい工事も入れなかったと。だから、解体して現場はずっと待っていたと。建築確認の許可を取ることが遅れたことで、高力ボルトが入る前提ですが、工事が遅れたんですとなると、やっぱり建築確認とか申請事というのも並行して全部がきちっとしていないと、どれか一つが遅れると全てが遅れるというケースが、ほかの施設とか公共工事にも影響したらいけないんで、責めるつもりで言っているんじゃないくて、その辺の今の影響は高力ボルトがたりなかったとしたら、当然工期に間に合うようにその遅れた分を、そういうことで別段そんなに問題なかったというのはちょっとおかしいけれど、今後ちょっと気を付けていただきたいと思いますよ。つい

でに本体工事、設備工事、電気工事ってそれぞれありますよね。それぞれが請け負った工事以外のことで、例えば本体工事を受けた業者がちょっと設備工事をせんにゃいけんよなったとか、電気のほうちょっと本来しなくてもいい仕事をしないといけなくなったとかっていうことも別段ないんでしょ。そういったことはあり得ないと思うんですけど。

中森建築住宅課長 まず済みません、手続上ちょっと若干遅れが出たことについては、この場でおわび申し上げます。今後そういうことがないようにしっかり事務を進めたいと思いますので、お願いいたします。それと設備工事の業者が今回も決まりませんでした。やはり、今部長が申しましたとおり、別工事になるとやっぱりその技術者等を充てないといけないので、そういうことも考えられてちょっと入札業者が決まりませんで、本体工事がそれを待って遅れるというのはいかがなものかというふうに考えましたので、本体工事に含めてこれをやっていただけないかという交渉は行ったことは事実でして、実際その業者が決まってない機械工事につきましては、本体工事の業者さんで施工していただくように、もう変更する予定にしております。

宮本政志委員 私が言いたいのは、業者のほうに余り、最初の入札とか発注時期がちょっと延びて、末の期間が短くなって、今おっしゃったように本来しなくていい仕事を工期の関係でちょっとこっち側もやってくださいというようなことが発生して、業者さんの負担が余り増えてしまうといかがなものかなということなので今言っているんですよ。それがいい悪いと言っているんじゃないで、そういうふうなことが発生する場合には、十分やはり業者さんの負担とかを考えてやっていただく。基本的には前提にはそういうふうにならないようにしていただきたいんで、やっぱり入札に関してやっぱりしっかりとした工期を定めて、早目に入札を掛けるなり発注を掛けるなりということ。業者さんもやはり入札に関しては、大体大きな工事でしたら1か月ぐらいは調査期間を置かないと、例えば下請に関してとか材料に関してとかほかの持っている工事の進捗状況と

かっていうことで、やはりある程度余裕の期間がないと全てがずるずるずるずる来て、そして不調どころか辞退とかそういったことで今後ほかの公共工事でもなってくると、やっぱり市民の方々からの不信感が出てしまうというのが一番と思うんです。市民館でも今回やっぱり使いたいということで募集掛けたと。そうすると使えませんか。なぜですか。結果、延びるんですってことが、どんどん今からのほかの工事でも出ていくと、何で毎回こうなるのよってというふうになりますから、その辺りは行政としたら行政の責任もきちんと果たして行って、当然業者さんも仕事としてきちんと責任を果たしていく。そういうところに出てくる問題ってというのは、極力やっぱり最初から問題が出ないように詰めていかんと。なかなかちょっと今回市民館のほうで、またちょっと埴生のほうと続いているんで、今そういうなことちょっと幾つか質問させていただきました。

河野朋子分科会長 今のは意見ということですか。（「はい」と呼ぶ者あり）分かりました。ほかに質疑があれば。

高松秀樹委員 機械設備は、主体工事がやるところが機械設備もやるんですか。ちょっと前に遡って、機械設備が入札掛けてずっと不調だったんですかね。ちょっと僕もよう思い出せない。最終的には入札は諦めて随意契約に移行したということなんですか。

中森建築住宅課長 それぞれ建築主体工事と機械設備工事と電気設備工事という形で発注をさせていただいております。機械設備工事については、入札が全て不調となりましたので、随意契約の交渉になりましたけれども、随意契約の交渉の段階でも契約者が、ちょっと選ぶことができませんでした。そのため、今度指名する業者等も市外とか全国に広がるようなこととなりますので、ちょっと時間も掛かりますので建築主体工事のほうで、額はそんなに大きな工事じゃないですけども、やっていただけないかという交渉を行って、それぞれの建築主体工事の業者さんがやりま

しょうということで、変更増になる形で契約をしょうというふうに考えています。

高松秀樹委員 文化ホール建築改修工事で、池田工業さんがやると、この工期延伸については、もともとの工期をそのまま当てはめたため、工期延伸になりますということなんですけれど、池田工業さんはこのいわゆる品薄であるボルトが入手できるということによろしいんですよね。ちょっと僕らも理解できないんですが、それってやっぱりルートが違ったりするということなんですか。

中森建築住宅課長 池田工業さんからはボルトの入手が可能であるというふうに聞いております。ボルトというのは鉄骨工事に付随して聞いてくるものですが、池田工業さんが頼まれる鉄骨業者と長沢建設さんが頼まれる鉄骨業者は異なっております。鉄骨業者さんがまたボルトの納入をお願いする商社さんにその辺りも全て確認しているんですが、池田工業さんが頼まれた鉄骨業者さんが取引のある商社さんの力が強いかなど。その辺のやっぱり実績等で導入できる時期とかに違いが出ているようです。

高松秀樹委員 ちなみに、ボルトってそれぞれ何本ぐらい要るんですか。理科大のときには600本がどうのこうのという話があって、どのぐらいの数が要るのかなと思いました。

山本建築住宅課建築係主任 文化ホールの建築改修工事においては、398本。共用スペースについては、682本必要になります。

笹木慶之委員 この工程表の休館のところ、文化ホールが平成31年の10月・11月が使用できるというふうになっています。その後また休館が3か月続くということですが、この休館いわゆる空白期間の使用できるところに、前に詰めることはできるのですか。例えば、2か月ほど使えてまた3か月使えないって言うんだけれど、3か月使えるやつを前に倒

して使えなくして、そして例えば1月から全部使えるという形はできないんですか。市民の皆さん、迷ってと思うんですよね。使えたり使えなかったりする。むしろ、空いてるところは使ってほしいと思うんですが、となれば複合して平成31年の12月から3月の間の休館を前倒しして、そして以後使えるという形は取れないんでしょうか。

船林シティセールス課市民館長 平成31年度の工事が前倒しできるかどうかということはちょっと私では分からないんですけれども、もともと平成31年度の12月から2月まで休館にしておりますのは、文化ホールの客席の改修、ロビー全てを剥いできれいにするという工事がありますので、お客様が入ってこれない状況になるために、12月から2月までの休館を設定しております。これは、ホールの椅子に関しましては製作期間が必要と聞いておりますので、早くといえますか6月、7月辺りに契約をして製作に入っていただいて、出来上がるのが年末ぐらいということで今そのように設定しておりますが、その前倒しが可能かどうかということは建築のほうとよく確認をして相談をしなければいけないと思います。それともう一つ、10月・11月は開館するように予定をしております。この時期といいますが、文化ホールに関しては非常にあの文化的な行事が多いシーズンでして、今年も不二輸送機ホールのほうがこの時期非常に催し物が多くて大変だったということも聞いております。この時期に市民館を開館することができれば、いろんな秋の文化的な行事を分散することができるのではないかとということを考えておるために、今はこのように考えております。

笹木慶之委員 何でそれを言うかということ、共用スペースと文化ホールの耐震関係の工事、いわゆる破線の部分ですね。ところがこれって確約できる期間ではないんですよ、ということなんです。ボルトの入荷がいつか分からないということを先ほどから随分言っておられる中で、仮設定でしょ、この破線は。としか思えんわけ。もしこれが遅れたら、館が使用可能と、今あなたがおっしゃったように10月・11月を使用可能とした

ときに、どうされるんですか。キャパがなくなりますよ。だから、そうじゃなしに、むしろ休館の部分を早めることを前提に、今内部調整と言われたけれど今日この場に至って調整されていないというのはおかしいと思うわけ。だから建築住宅課も出てきておられるわけで、それは当然調整されてきたと思うんだけど、論理が整わんから聞いているわけ。だから完璧に9月で間に合えば問題ないんだけど、大丈夫ですか、もし使用許可を出しちよって。それも含めて聞いているんです。

船林シティセールス課市民館長 私どもが聞いておりますのは、先ほど建築住宅課長が申しましたように、9月末というのが今一番の最大の工事期間と言われておりますので、そこまでは休館ということ。2点あると思うんですけれども、工事が延びたら使えなくなるのではないかとおっしゃる件、それはごもっともだと思いますが、今は9月末までに工事ができるということを前提に組んでおるというところです。これにつきましては、もう少し精査していかなければいけないと思っております。それともう1点は、先ほど委員がおっしゃられました12月、1月、2月の休館を前倒しすることはできないかということに関しては、私がここでできますとはちょっと申し上げることはできません。

笹木慶之委員 この表を出しておられるわけよ。断定して言われんにゃ困るんじゃないですか。これを基に議論してくださいと言っておられるわけだから。

山本建築住宅課建築係主任 来年度の12月から2月までの文化ホールの休館につきましては、客席の椅子の改修工事を予定しています。この椅子はオーダーメイドの製品でして、製作期間が掛かるものと考えておりますので、年度が始まってすぐ発注したとしても、届くのは12月ぐらいと考えておりますので、前倒しすることはなかなか困難と考えています。

河野朋子分科会長 前倒しができないという回答が建築関係のほうからありま



したが。

笹木慶之委員 私はそれを言っているわけではないんで、それが12月からの休館に入ることなんでしょう。それはそれとして置いておいたとしても、手前の上の改修工事あるいは主体工事と耐震の改修工事等が、これは破線の部分が大丈夫ですかということを聞いておるわけ、それも含めて。だから先ほど来から、高力ボルトの調達における見通しが分からんということを言いながら、12月が一つの節目2月が節目とこう言っておられて、2月の節目を押さえてこの9月にされたんだろと思うけれど、見通しが立ってないわけよね。その中で使用者側のあなたのほうは10月と11月の使用率が高いから開けると。それは分かります。そうしたら間に合わないといけんわけじゃないですか。間に合わなかったらどうするのかねということになるわけ。それやったら、そういうことで精力を使うよりも、むしろいろいろなことがあろうけれど、これを休館にして逆に少しでも早く全体を開けるということに努力されたほうがいいんじゃないかと。じゃないとまたこれ言い戻しせんにゃいけんくなるよ。だから利用者サイドのことは分かるけれど、例えば予定して入れちゃって、使えなくなりましたって言えませんか。ということを含めて、建築がどうだこうだとか細かいことは中であるあんた方の問題だけれど、それを全て含めて今日ここへ出てきちゃってと思うから聞いているわけ。そうやなけん政策として進まんじゃないですか。別に怒っているわけじゃないけれど、そうせんと我々議会、外出て言いますよ。またごめんなさいって言えんでしょう。だから、させるからには100%大丈夫だと言い切らんにゃじゃね。

河野朋子分科会長 これについては、もう一旦延期していますのでこの半年の延期が間違いないのかどうかっていうところをきちんとしていただかないとというような委員の指摘だと思います。一旦もう借りれますよって言ったものを、今度半年延ばすわけでしょう。使えませんか。だけれど、本当にそれが半年なのかどうなのか、その辺り裏付けがあるのか

ということについてはいかがですか。

川地地域振興部長 9月末といいますのは、こちらのほうでは最大限延びるといふふうには考えておりますが、確約はないわけです、実のところ言うところ。ボルトの入荷がひょっとしたら2月まで待たんといつ入るかというのが非常に微妙なところなんで、私どもは市民の皆様方に少しでもということ、2か月でも開けたらどうかということで検討しておりますが、その辺については、ちょっともう一回内部のほうで重々検討させていただきたいと思います。今回は限度額の設定ですので、いついつ開けるということをお示ししようかと思いましたが、再度調整をさせていただこうといふふうには考えております。

笹木慶之委員 そのほうがいいと思います。住民の皆さんの利便性を考えるのは当然のことです。ですが、それよりもっと、許可出して使えませんかということのほうがもっとひどいわけで、そこをやっぱりしっかりした対応をされんと。だから、内部でよく調整して、可能な範囲で市民の方の利便性を高めてあげてほしいと思います。

河野朋子分科会長 今日出されましたスケジュールについては、不確定要素があるといふふうに確認してよろしいですか。これは決定ではないということで、おおよその目安で示されたということで、委員会としては確認したいと思います。

高松秀樹委員 1月末に市民説明会をされるということなんですけれども、どのような計画を持っていらっしゃるのか。

船林シティセールス課市民館長 今調整中ではありますが、1月29日に市役所で、2月1日に不二輸送機ホールになろうかと思っております。その2か所で行う予定にしています。

長谷川知司委員 先ほどの説明では、共用スペースのほうは2月にハイテンションボルトの入荷が分かると言われていました。それで1月末に説明して大丈夫なんですか。その後、2月に入らんとするとまた大ごとになりますが、その確認はされていますか。

船林シティセールス課市民館長 そのこのところは非常に微妙であるとは思っています。ギリギリまでももちろん調整して、説明会の時点で確定していれば確定したことをお伝えしたいですし、確定していなかったとしても4月には開館できなくなっている状況ということはお伝えしたいと思っております。

長谷川知司委員 4月開館できないということはもっと早く分かっておったですよ。もうこういう状態ですから。であれば議会を通さないという気持ちは分かりますが、担当委員会の委員長あるいは議長、副議長の了解を得て、市民には早くから、もう4月から使えないというのをできるだけ早く言わないと、市民は市民で当てにしていると思うんですね。そのことについてどう思われますか。

船林シティセールス課市民館長 もちろんおっしゃるとおりだと思います。ですので、ホームページのほうには今回の12月議会に議決をいただきましたら、すぐにでもアップしたいと思っております。

長谷川知司委員 議会の了解を得るのは大事というのは分かります。ただ、市民のほうはやっぱり4月から当てにしているということで相当苦情が行っているんじゃないかなと思います。であれば、少しでも早く市民には4月からは使えませんということを、いつから使えますというのが言えない状態だと思いますけれど、使えないというのは市民には早く知らせるべきではないかなと思うんですね。そういう手法がなかったのか。この委員会、議会の本会議を待つまでそれができなかったのかどうか、ということを経後の検討としていただきたい。

古川副市長 今の長谷川委員の御指摘はもっともなことだと思います。私どももいろいろ暗中模索する中でどうにかという気持ちもございましたし、やはり先ほど委員も言われましたように、議会に対しては最大限の説明と御理解を求めていく中でということもございました。しかしながら、やはり市民本位の姿勢ということになりますと、やはり少しでも市民の皆様方には早くということもございますので、その辺は今後議会の説明とまた市民への周知というのはケースバイケースと申しますかバランスを取りながら進めてまいりたいと考えますので、長谷川委員の意見は今後参考にさせていただきたいと思います。

河野朋子分科会長 説明会が今後あるということですので、ここの使用期間のことももう一度内部でしっかり協議されて、市民の皆さんが混乱されないような方向で説明もしていただきたいと思いますので。ほかになればこの部分の審査はここで終了したいと思いますが、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、以上で総務文教分科会を閉じます。お疲れ様でした。

---

午前 11 時 23 分 散会

---

平成30年（2018年）12月17日

一般会計予算決算常任委員会総務文教分科会長 河野朋子